

# 入会案内

**公益社団法人千葉県柔道整復師会**

〒260-0843 千葉市中央区末広3-21-6

電話 043-265-0356 Fax043-265-0366

メール [syadanchiba@poppy.ocn.ne.jp](mailto:syadanchiba@poppy.ocn.ne.jp)

# 柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限りない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。

ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

1. 柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
2. 日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
3. 相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
4. 学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
5. 業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。

昭和62年6月14日制定

# 1、公益社団法人千葉県柔道整復師会とは

## I、会の目的

公益社団法人千葉県柔道整復師会 定款 第1章 総則 より  
(目的)

第3条 本会は、柔道整復術の進歩発展とその医学的研究をなし、県民の福祉の増進に寄与し、併せて柔道整復師の資質の向上を図るとともに、保健・医療・介護に関する諸制度の円滑な運営と健全な発展に寄与することにより、県民福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復術の医学的研究に関する事業
- (2) 柔道整復術の普及啓発に関する事業
- (3) 柔道整復師の資質向上及び指導、養成に関する事業
- (4) 保険制度達成への協力に関する事業
- (5) 県民の医療、保健、福祉及び健康保持に関する事業
- (6) 高齢者の福祉に関する事業
- (7) 柔道整復師の臨床研究の為の診療所の設置、運営に関する事業
- (8) 柔道整復術を生かした災害時等における救護活動に関する事業

## II、唯一の公益社団法人

公益社団法人とは、民法によって認可された公益活動を目的とした社団法人で、千葉県の柔整業界では唯一の社団法人組織です。既に約5百名前後の会員が、各地域で活躍しています。

## III、関連団体

公益社団法人日本柔道整復師会  
公益財団法人柔道整復試験財団  
公益社団法人全国柔道整復学校協会  
一般社団法人日本柔道整復接骨医学会  
千葉県柔道整復師協同組合  
千葉県柔道整復師連盟

## 2、組織と活動

### I、役員と各専門部

- 1、会の役員は、会員による選挙及び会長の指名により任命されます。

令和7年度	役員
会長	細谷吉隆（白子町）
副会長	池畑啓作（市川市）・高木浩一（銚子市） 白土善英（袖ヶ浦市）
常務理事	奥山大作（四街道市）・小谷野勇治（野田市）
理事	久保忠臣（千葉市）・辻内泰介（千葉市） 山崎博史（船橋市）・佐々木和人（松戸市） 吉田秀之輔（柏市）
監事	高橋七郎（流山市）・田中重憲（市川市）

- 2、会の活動を推進するために専門部・委員会があります。

総務部	事業計画、柔道大会、他部に属さない業務
経理部	経理及び管財
保険部	保険協定及び保険業務の改善、療養費請求書の審査等
事業学術部	防災活動等の事業、接骨医学の研究と技術向上 生涯教育

### II、支 部

会員相互の連携協調と、本会の目的達成に協力するため、11の地域区分で支部を置き、責任者として支部長が任命されています。

千葉東	内山 直之	260 -0801	千葉市中央区 仁戸名町 5-1	043-264-9552 043-264-9552
千葉西	高津 直樹	262 -0023	千葉市花見川区 検見川町 1-498	043-275-0020 043-275-0020
船橋 鎌ヶ谷	高橋 輝	274 -0807	船橋市咲ヶ丘 2-35-3	047-447-0576 047-447-0576
市川 浦安	照沼 亨	272 -0114	市川市塩焼 2-2-47	047-397-0322 047-397-0322
松戸	小林 康弘	271 -0064	松戸市上本郷 3-4083-1 ベルクレール上本郷 103	047-368-6083 047-368-6083
野田 流山	小谷 清	270 -0127	野田市富士見台 2-14-13	04-7153-8683 04-7153-8683
柏 我孫子	佐藤 寛	277 -0843	柏市明原 2-4-4	04-7147-5341 04-7144-8002
北 総	中山 博之	270 -1432	白井市富士 57-14	047-445-0174 047-445-0174
東 部	水嶋 敏一	289 -2613	旭市後草 2388	0479-55-4828 0479-55-4828
南 総	吉野 健二	297 -0074	茂原市小林 3140	0475-25-3876 0475-25-3876
房 総	丸 俊雄	293 -0036	富津市千種新田 562-11	0439-65-1930 0439-65-1930

### Ⅲ、公益活動

- 1、日整全国少年柔道大会・形競技会千葉県大会の開催  
千葉県柔道連盟に登録のある小学生を対象に開催され、同時に日整全国少年柔道大会への代表選手が選考されます。



- 2、救難救護訓練などへの協力  
関東地方の都県及び政令指定都市で開催される九都県市防災訓練や成田空港事故救難訓練又各市町村での防災訓練に応急救護班として参加しています。



- 3、柔道等各種スポーツ大会への協力  
千葉県内市町村や各種団体にて開催されるスポーツ大会などに救護員やトレーナーとして多くの会員が参加しています。

### 3、年間活動

#### 1、総会・理事会・常務理事会

##### (1) 通常総会

- ・ 予算総会 3月末 年度予算を決定します
- ・ 決算総会 5月中 前年度決算を審議します。  
改選期には役員を選任します

##### (2) 臨時総会 理事会の請求により開催されます。

##### (3) 理事会 年間4回 重要事項を審議します。

##### (4) 常務理事会 隔月 会務の運営を検討します。

#### 2、学術関係

- (1) 学術講演会・研究発表会 10月
- (2) 日本柔道整復師会関東学術大会 3月
- (3) 県民公開講座 11月



#### 3、柔道関係

- (1) 少年柔道大会千葉大会 7月
- (2) 日整全国（少年）柔道大会 11月

#### 4、防災関係

- (1) 九都縣市防災訓練 10月
- (2) 各市主催防災訓練

## 4、保険請求

### 1、受領委任協定について

健康保険からの療養費について、被保険者より同意を得て代理受領する受領委任協定を保険者と結んでいます。

これにより、患者さんは一部負担金の支払ですむこととなります。

### 2、各審査会について

柔道整復師からの請求を審査する機関に審査員を派遣しています。

- ・協会健保審査会
- ・国民健康保険審査会
- ・労災審査会
- ・共済健保組合審査会（自主運営）

### 3、講習会及び保険指導

正しく適正な保険請求を指導するため講習会を設けています。

- ・上（下）期新入会員保険指導講習会
- ・保険業務指導講習会
- ・保険相談日（毎月）
- ・個別保険指導

### 4、レセコン

- ・各レセコン会社と提携しています。

SSB、ユーアイテクノ、デジットシステム、OAシャープ等

## 5、福利厚生

- ・千葉県柔道整復師会慶弔規定
- ・千葉県柔道整復師会互助会規程（全員加入）
- ・関東ブロックグループ保険（全員加入）
- ・個人賠償責任保険（任意）
- ・所得補償保険（任意）
- ・療養費よりの団体扱い引き去り
- ・国民年金基金

## 6、入会手続の流れ

### 入会を希望される方へ

公益社団法人千葉県柔道整復師会では新入会員を歓迎します。

- ・公益法人としての公益社団法人千葉県柔道整復師会の一員であることを望む方
- ・柔道整復師としての職業観を持てる方
- ・保険請求を理解し、不正を行わない方
- ・一定の経験、知識を得る努力をしている方

### 入会申込にあつての注意点

- ・入会書類の提出前に「開設予定報告届」の提出をいただきます。
- ・本会会長による面接を受けていただきます。  
(定款 第6条により)
- ・入会にあたり各種書類をご用意していただく中に、開設届のコピー（受領印付）があります。  
開設届は保健所へ開設後 10 日以内にご自身で届け出すことになっています。  
※事前に会事務局へご相談ください。
- ・保険取扱いは、入会日以降ですが労災は労働局へ登録書類が届いた日以降となります。
- ・申込から入会まではある程度の日数が必要となります。  
短い日数の場合は、希望には副えないこともありますのでご了承下さい。

☆施術所の名称は保健所に登録した名称となります。

☆取引口座は、会員本人名義で開設されている個人または法人とさせていただきます。

会員と開設者が異なる場合 開設者名義の口座は認められません。

## 入会（開業）までの手続

### 1、入会案内を理解し、入会書類を整備する。

- ・ 本会会員からの紹介又は電話やインターネットを通じ、千葉県柔道整復師会事務局に入会案内送付を申し出て下さい。
- ・ 入会案内により千葉県柔道整復師会の目的に賛同し、入会の注意点に同意される方は、開業予定報告届・履歴書（市販）・柔道整復師免許証（写）を事務局に送り、入会書類の送付を依頼してください。
- ・ 地域の保健所に出向き、開設届を行い、その受領印が押されたコピーを貰って下さい。※事前に会事務局へご相談ください。
- ・ 入会書類が揃い次第本会事務局へ持参又は送付し、担当者と会長面接予定等の打合せをしていただきます。  
\* 会長の面接予定は会長の都合に合わせていただきます。
- ・ 開設する地域の支部長へ入会予定である旨、挨拶を行う。

### 2、会長面接を受け入会書類・入会金等支払の手続を行う。

- ・ 入会書類及び開業予定届・履歴書（市販）により会長面接を受け入会の承認を得ます。
- ・ 事務局に入会金等を納入します。
- ・ 開業に必要となる、施術録・申請書また「保険取扱必携」等の購入をしてください。

### 3、施術所を開業する。

- ・ 保険取扱の開始は、入会日以降ですが労災は労働局に登録書類が届いた日からとなります。  
\* 本会事務局で登録書類を作成し、郵送するのに一週間程度要します。
- ・ 生活保護の登録は ご自身で市役所等にて行ってください。

## 開業予定報告届

今般貴会への入会願の提出にあたり、下記の通り開業を予定していることをご報告いたします。

### 記

1. 開設年月日または開設予定日

年 月 日

2. 開業年月日（実際の業務開始日が1.の開設年月日と異なる場合）

年 月 日

3. 開設者名（他者または法人の場合）

4. 本人以外の勤務柔道整復師の人数

人

5. 資格取得後2年間の実務経験（令和6年4月以降開設の場合は3年間）

有 ・ 無

6. 公益財団法人柔道整復研修試験財団の施術管理者研修の受講日

年 月 日

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

# 社団法人千葉県柔道整復師会

## 入 会 基 準

本会への入会を希望する者は、定款第2章 第5条(会員)・第6条(入会)及び定款施行細則 第2章 会員に関する事項 に定められた手続きを行うとともに、以下の入会基準を満たさなくてはならない。

- 1、「柔道整復師倫理綱領」を正しく理解し、その目的の達成に賛同する。
- 2、「柔道整復師法」及び受領委任協定等を遵守し、不正を行わないことを誓うこと。
- 3、財団法人柔道整復試験財団 柔道整復師卒後臨床研修による臨床研修を受けるとともに医療人研修講座を受講していること。  
ただし、当面の間は、入会後に生涯学習に努めることで卒後臨床研修を入会条件とはしない。
- 4、入会にあたっては会長の承認を得なくてはならない。
- 5、開設者が本人でなく本会会員でない場合は、開設者及び本人の面接を経なくてはならない。
- 6、施術所の名称は開設届出の名称と同一でなければならない
- 7、千葉県柔道整復師会互助会及び関東グループ保険は原則全員加入となる。

## 入会時に納入する会費等

公益社団公益法人 千葉県柔道整復師会  
令和5年4月より

	金 額
千葉県柔道整復師会 入会金	無料
千葉県柔道整復師会 年会費 ※	27,000 円
千葉県柔道整復師会 定率会費※	5,000 円
千葉県柔道整復師会互助会 共済掛金 ☆	16,000 円
千葉県柔道整復師連盟 年会費 ※	3,000 円
千葉県柔道整復師協同組合 出資金	10,000 円
日本柔道整復師会 入会金	10,000 円
日本柔道整復師会 年会費 ※	20,000 円
日本柔道整復師連盟 年会費 ※	7,000 円
関東ブロック会 年会費 ※	2,000 円
小 計	100,000 円
レセプト等用紙代	3,545 円
合 計	103,545 円

### 【留意事項】

\*※印の年会費は、入会後も毎年度(4月)発生します。(徴収は5月又は6月)

\*※印の定率会費は1年間毎月発生し

その後会費規程別表による金額となります。

\*☆印は、入会後も毎年2月に発生し、金額は変動します。(徴収は前月1月)

\*入会后、関東ブロックグループ保険に加入していただきます。

加入は入会時期により4月又は10月とし、保険金は加入時に徴収いたします。

入会後も保険金は毎年度(4月と10月)発生します。

\*千葉県互助会会員で80歳6ヶ月以上の会員が死亡の場合は、

その都度弔慰金(150万円を千葉県互助会員で除し、整数処理した額)の  
拠出をお願いすることとなります。

## 会費規程別表

定款第7条に定める会費

定額会費	定率会費	
	前年の保険取扱の総費用額により次の通り定める。	
年額27,000円	年	1500万円以上 2,0%
	年	1500万円未満
	年	720万円以上 1,9%
	年	720万円未満
	年	100万円以上 1,8%
	年	100万円未満 0,0%

平成31年度会費より適用する。

- 1 定率会費の徴収方法は、会費額を確定してその12分の1を毎月徴収する。
- 2 新入会員並びに新施術管理者については次の各項により取扱うものとする。
  - (1) 新たに施術所を開設して入会する新入会員の定率会費については 入会后1年間は月額5千円とし1年間経過後は別表により算出した額とする。3年度以降は通常の算定方法による。
  - (2) 既存の施術所を引き継いで入会する新入会員並びに新たに施術管理者となった会員の定率会費については当該施術所における前会員の施術実績を引き継ぐものとする。
  - (3) 個人契約者として施術所を開設していたものが入会する場合の 新入会員の定率会費については既存の会員と同様の取扱いとする。
  - (4) (1)(2)(3)の各項に該当しない場合の取扱いは理事会が決定する。
- 3 定額会費及び定率会費率は会運営上の必要に応じ改正を検討する。